

港区役所等における不登校支援の取り組み

<学校と連携した事業（令和6年度）>

資料【C-2】

不登校生徒支援事業（中学校） 別室登校サポート事業（小学校）	区内の小中学校において、不登校や不登校傾向のある児童・生徒への対応（登校支援、別室登校支援、学校内での居場所の開設など）を支援するため、サポーターの配置に取り組んでいます。 支援にあたっては、こどもサポートネット事業及び各種教育相談事業（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等）とも連携して取り組んでいます。
スクールソーシャルワーカー事業 （教育委員会事務局の所管事業に加え、港区独自にも追加配置）	スクールソーシャルワーカーを区内の小中学校へ巡回・派遣し、問題をかかえた児童生徒及びその家庭に対し、保健福祉センターをはじめとした関係機関等のネットワークを通じた福祉施策の的確な活用、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っています。
スクールカウンセラー事業	区内の小中学校に、「こころの専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、友人関係、家庭での困りごと等のご相談をお受けしています。
大阪市こどもサポートネット事業	学校園において、学校生活や家庭生活・経済的困窮等の課題を抱えた子ども及び子育て世帯を発見し、子どもや家庭に必要な保健福祉の支援制度や地域のサポーターにつなぐしくみです。 学校と区役所が密に連携し、必要に応じて家庭訪問等のアウトリーチを行い、専門的な相談先や適切な支援につなぎます。

【参考】大阪市こどもサポートネット事業の流れ

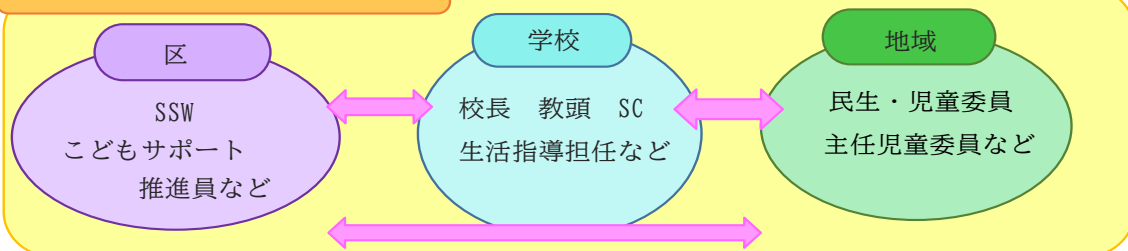
ステップ1：教職員による気づき

○遅刻・早退が多い ○服装・忘れ物

○授業中の様子が気になる ○ヤングケアラー など



ステップ2：支援を検討する



ステップ3：支援へつなぐ

区役所

学校

地域

【支援の例】

○登校支援 ○保健福祉に関する各種相談の案内や制度の説明

○生活、就労などの支援 ○各種生活支援制度への申請手続きのサポート

○子どもの教育に関する情報提供 ○地域支援（居場所・こども食堂）の案内など